

平成 29 年第 6 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 6 月 1 日（木曜日） 13 時 58 分～ 15 時 31 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 4 番 高野 公博 5 番 守田 権造
6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 8 番 後藤 彰 10 番 白田 一男
11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜 13 番 黒岩 真由美 14 番 清水 秀人
15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男 17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生
19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫 21 番 河野 弘光 23 番 谷川 享宏
24 番 山口 勝廣 25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平 27 番 岩崎 邑次
28 番 小野 隆壽 29 番 畠野 巖 30 番 河野 一正 31 番 河野 俊雄
32 番 高司 富博 33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘 35 番 大友 安正
36 番 五十川 覺 37 番 大川 松壽

欠席委員： 3 番 桑原 慶吾 9 番 矢野 誠一 22 番 疋田 洋

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 眞吾

農 林 課：総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 眞輝

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④非農地証明願について

報告及び連絡事項

- ①度農地利用最適化推進委員の公募の状況について
- ②その他

事務局長：皆さんこんにちは。ただいまから平成 29 年第 6 回佐伯市農業委員会を開催いたします。定刻にはなっておりませんが皆さんお揃いですので始めたいと思います。本日の欠席委員は 3 番桑原委員、9 番矢野委員、22 番の疋田委員です。農業委員 37 名中本日の会議の出席者は 34 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、まだ許可書が届いていませんので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：規則によりまして、私の方で議長を務めていきたいと思います。本日の議事録の署名人を指名したいしたいと思います。4 番の高野公博委員、5 番の守田権造委員をお願いいたします。それでは、議事に入る前に、事務局から議案をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書について少し訂正がありますので訂正をお願いします。議案書の 5 ページを開きください。5 条の 2 番が取り下げになっております。そこで、小計面積のところで、1,902 m²が 1,205 m²になっております。次の 6 ページ 7 番が取り下げになっております。それで小計面積が 3,019 m²、合計が 4,224 m²になります。議案書の 2 ページにお戻りください。農地法第 5 条のところの件数で 7 を 5 に変更してください。それと畑の 4,283 m²を 3,239 m²、計のところで 5,268 m²を 4,224 m²です。計のところで、件数の 17 件を 15 件、畑の合計のところを 5,705 m²を 4,661 m²、計のところで 18,525 m²を 17,481 m²に訂正をお願いします。それでは議案書の 2 ページを読み上げます。農地法第 3 条、件数 5 件、面積田 7,977 m²、畑 0、面積計 7,977 m²、次に農地法第 4 条、件数 5 件、面積田 3,858 m²、畑 1,422 m²、面積計 5,280 m²。次に農地法第 5 条、件数 5 件、面積田 985 m²、畑 3,239 m²、面積計 4,224 m²。合計、件数 15 件、面積田 12,820 m²、畑 4,661 m²、面積計 17,481 m²です。以上提案いたします。

議 長：それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書について議題といたします。1 番について、31 番の河野俊雄委員の方から立証をお願いいたします。

31 番委員：31 番が 3 条の 1 番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は 5 月 27 日に行いました。申請農地の位置は、県道塩見園交差点より南方向に約 500m の所にあり、現況は田です。主として譲受人が農業に従事しており、第 2 種兼業農家です。通作距離は約 10 km で耕作は可能です。農業経営に必要な農機具は全て所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方の合意の売買です。農地取得後は米を耕作します。取得後の耕作面積は 103.67 a で宇目地域の下限面積 40 a 以上となります。また、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されません。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議 長：農地法第3条の規定による許可申請書の1番につきまして31番の河野委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、あるいは意見がございましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。農地法3条の1番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして、2番について河野委員の方から立証をお願いいたします。

31番委員：31番が3条の2を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は5月25日に行いました。申請農地の位置は、横川地区月形バス停より北へ約50mの所にあり、現況は田です。主として譲受人が農業に従事しており、専業農家です。通作距離は約50mで耕作は可能です。農業経営に必要な農機具はトラクター、田植機等所有しており、その他必要に応じて業者に委託しているそうです。本件は双方の合意の売買です。農地取得後は米を耕作します。取得後の耕作面積は111.41aとなり、直川地域の下限面積40a以上となります。また、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されません。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議 長：農地法第3条の規定による許可申請書の2番につきまして31番の河野俊雄委員の方からの立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。ここで採決をいたしたいと思います。農地法第3条の2番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは引き続き、農地法第3条の3番、4番、5番につきまして、譲受人の方が同じでありまして関連がございましたので一括して立証をお願いしたいと思います。26番の矢野弥平委員の方から立証をいたします。

26番委員：26番が3条の3番から5番を一括して立証します。本件は売買による所有権の移転です。申請の目的、土地の表示、耕作面積は議案書のとおりです。調査は5月26日に行きました。申請位置は、3条の3番〇〇〇〇の〇から〇、国道326号線ととろ入口交差点より北に500m手前から西に200mの所に点在します。3条の4番〇〇〇〇の〇、国道326号線黒原橋より東へ100mの所にあります。3条の4番〇〇〇〇、同じく国道326号線黒原橋より東へ400mの所。3条の4番〇〇〇〇の〇、国道326号線ととろ入口交差点より北へ500m、手前から東に100mの所。3条の5番〇〇〇〇の〇、国道326号線黒原橋より東へ80mの所にあります。通作距離は全て2km以内にあり耕作可能です。農機具は、トラクター、軽トラック、草刈機などあります。本件は全て双方合意の売買です。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。宇目地域の下限面積40a以上となります。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので皆様の御審議をよろしくお願いします。

議 長：3条の3番、4番、5番を一括立証していただきました。それではここで一括質疑、意見を受けたきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。農地法第3条の3番、4番、5番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり

承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第3条の規定による許可申請書につきましては終わります。続いて、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請書についてを付議いたします。4条の1番につきまして20番の山本重夫委員の方から立証をお願いいたします。

20番委員：20番が4条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は5月28日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は大半が不耕作の畑です。申請人が太陽光パネル180枚を設置する計画です。工事計画は、7月10日着工し、8月10日完工の予定です。申請目的の実現性は九州電力の工事費負担請求書が添付されており、九電許可済み案件ですので問題ありません。雨水については、地下浸透しますので特段支障はないと思われます。被害防除については、北側は公衆用道路を挟んで登記条田ですけど現況は畑、東側は不耕作地の畑、西側は今回4条の2で太陽光発電施設用地として申請されている畑、南側は市道で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので皆様の御審議をお願いします。

議長：4条の1番につきまして20番の山本重夫委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。農地法第4条の規定による許可申請書の1番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて4条の2番について立証をお願いいたします。

20番委員：20番が4条の2番を立証します。先程の4条の1番の隣地です。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は5月28日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は大半が不耕作の畑です。申請人が太陽光パネル252枚を設置する計画です。工事計画は、7月10日着工し、8月10日完工の予定です。申請目的の実現性は九州電力の工事費負担請求書が添付されており、九電許可済み案件ですので問題ありません。雨水については、地下浸透しますので特段支障はないと思われます。被害防除については、北側は公衆用道路を挟んで田、現況は畑です。東側は今回4条の1で太陽光発電施設用地として申請されている畑、西側は原野、南側は市道で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので皆様の御審議をお願いします。

議長：2番について20番の山本委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。4条の2番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて4条の3番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が4条の3を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は5月25日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況も一部不耕作ですけども畑です。申請地の位置は、市道鶴谷中芳島線にあるスーパードラッグノザキ

中の島店前を北に 50m 行った左側にあります。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は許可あり次第、平成 29 年 11 月 1 日に着工し、平成 30 年 5 月 31 日完工の予定で、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。なお、申請地は周囲と同じ高さになっているので現状のまま利用します。用排水については公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。被害防除については、南側、北側、東側は道路、西側は申請人所有の畑です。敷地にはアスファルト舗装をして、隣接地との間にはコンクリートブロック擁壁を設置しますので土砂の流失等の被害は予想されません。スーパードラッグノザキの裏側になります。周囲はほとんど住宅地になっているので問題はないと思います。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、御審議の程お願いいたします。

議 長：4 条の 3 番につきまして、15 番の松下委員の方から立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。ここで採決をいたしたいと思います。4 条の 3 番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは次の案件につきましては私が立証担当地域になりますので副会長と議長交代をします。

議 長：議長を交代いたします。それでは 1 番委員高橋武夫委員に 4 条の 4 番と 5 番について一括して立証をお願いします。

1 番委員：それでは私の方から立証いたしたいと思います。土地の表示、転用の目的につきましては議案書に記載されておりますので省略をいたしたいと思います。4 番と 5 番につきましては申請者は別ですが隣り合った農地で、農地造成ですので搬入する土地の発生場所工期等が同一でございますので一括して立証いたしたいと思います。場所は直川大字仁田原岸の上地区の国道 10 号線から林道久保の奥線がございますが、その林道に隣接した位置で地目は田で 4、5 年前までは水田として利用していたようですが、水利が小谷を利用しているために水の管理ができなく現状としては耕作は放棄されたような状況となっております。今回、水田として利用できないため道路の高さまでかさ上げし畑として野菜等作付けをしまして有効に活用したいということです。かさ上げに要する土につきましては市が行う林道開設工事で発生する掘削土を搬入するため費用はかからないということです。水利権、土地改良区等はございません。工期につきましては、7 月来月から 30 年の 12 月まで予定をしております。工事につきましては確実性がございます。田を畑として利用するというので、農地の造成ということで申請されたものであります。

議 長：1 番委員の 4 条の 4 番と 5 番の立証が終わりました。本案件について、御質問、御意見等ございませんか。（異議なし、の声あり）異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。4 番と 5 番について承認をすることに賛成の方の委員の挙手をお願いいたします。（挙手多数）賛成多数により許可と決定いたします。それでは 1 番委員の立証が終わりましたので、議長を交代して議事を進行します。

議 長：それでは引き続いてまた議長に戻りたいと思います。以上で 4 条の議案については終わりたいと思います。続いて議案第 19 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といた

したいと思います。5条の1番について2番の山田委員の方から立証をお願いいたします。

2番委員：2番が5条の1番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりでございます。調査は平成29年5月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。区分は第3種で現況は田です。東側に〇〇〇〇〇〇というのがありますけれどもこれは去年の10月に立証した所で現在建設中でございます。今内装工事に入っております。その隣でございます。転用の目的については譲受人はこの土地を買い受けて、平屋建ての一般住宅を建築するものでございます。この土地は周囲の道路より1m程低いいため、同じくらいの高さまでかさ上げて建築するという事です。工事計画は、許可あり次第着工し、来年1月末の完成予定です。申請目的の実現性は確実であり計画面積、位置は適当であります。現在、あそこに売地と書いています。〇〇〇〇〇〇なんですけれども看板は。私の所に来たのは〇〇〇〇が来ております。用排水については、合併浄化槽を設置し、雨水とともに道路側溝に流下します。被害防除については、北側は県道、西側は県道を挟んで宅地、南側は公衆用道路を挟んで雑種地、東側は先に立証した現在建設中の住宅です。埃等の防止のために建築中はネットを張るそうです。水利権については、高島土地改良区から同意書が添付されております。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議長：5条の1番につきまして2番の山田委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで取りまとめをいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして5条の2番については取り下げされたそうです。3番につきましては31番の河野俊雄委員の方から立証をお願いいたします。

31番委員：31番が5条の3番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は5月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は荒地になっております。譲渡人は申請農地を平成元年の道路改良工事で出た残土を利用しましてかさ上げしました。今回は始末書を添付しての申請になっております。譲受人は北へ約44m程離れた自宅の倉庫に資材を置いていましたが手狭になってきており、資材を置くのに苦慮していたため今回の申請になりました。排水については、現状のまま利用するので土砂等の流出の恐れはなく問題はないと思われます。被害防除については、申請農地の北側は道路、南側は道路を挟んで田、西側は原野、東側は道路です。近隣農地への日照等の被害もないと思われまます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議長：農地法第5条の許可申請書の3番につきまして、31番の河野俊雄委員の方からの立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。

27番委員：今現在工事が何かしよるんじゃない。一番右の赤いのはバックホーか何かじゃねんか。白のトラック、ライトバンみたいなのが右にある。始末書が出ると言いよるけど。

事務局：工事は特に行っておりません。所有のバックホーが置いてあるだけです。

27番委員：そげなん説明せんけえ。工事中かと。申請書に皆の同意を貰わんといけんのに、その写真に重機やらトラックやらあったら同意する氏はしにくいわ。

事務局：添付されている図面にもバックホーを置く場所が明記されておりますのでそれはそのまま置いている状況です。

27番委員：申請の敷地内やろ、バックホー置いとるのは。

事務局：そうです。だから白い隣の車とか全部含めて。

27番委員：佐伯市農業委員会をなめちょんじゃねえんか。

事務局：実際には始末書の方は、実際には平成17年から使用しておりますということで始末書が添付されております。

27番委員：もうちょっと審議して議長、それで皆が同意すればいいけど。

議長：他に何か意見ございますか。（ありません、の声あり）よろしいですか。それではここで取りまとめしてよろしいでしょうか。それではここで承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手多数）挙手多数であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて5条の4番について8番の後藤彰委員の方から立証をお願いいたします。

8番委員：8番委員が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査月日は5月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は不耕作地です。転用の目的は、議案書に記載のとおり、申請人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏が自動車運送取扱事業を営んでいますので、駐車場が必要なため、この農地を借り受けて賃借権の設定をする目的です。転用の計画は、許可後永久年間です。申請目的の実現性は確実であり、現在既に駐車場として使用しており、貸人、借人とも深く反省し、陳謝申し上げます旨の始末書を提出しております。水利権はありません。被害防除については、東側が貸人所有の雑種地、西南側が公衆用道路、北側は宅地で青山地区公民館がありますが何ら被害は予想されません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議長：5条の4番につきまして8番委員の後藤委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。はい、山本委員。

20番委員：数ヶ月前、下城の精米所の前の5条申請をしたのはいつ頃だったかなあ。今工事をしている所で、その件の時に私の受け持ち担当じゃないけども、たまたま現地の近くに居ったんです。そしたら佐脇さんと県の担当者が来て、そこが自分とかがこういうふうな置き方じゃないんですけども、周辺の工事現場の組が車を何台も置いとったんです。で、こりゃあいけんじゃねえか

ということになって、始末書じゃいけないということになったんですよ。そこは農地にするということにかさ上げしとったんで、覆土はかなり置いとったんです。だから写真を撮るまでにその覆土を全部広げてそして写真撮ってやっと許可の段階にいったんですよ。それが始末書でいいんなら何でその時にもそう言ってくれなかったんか、だから事務局のサイドでからこの時は始末書でいい、これはいけんわということじゃ、あとをやれんのじゃないですか。だから本来だったら、もう自分所の駐車場としてこんだけしとるんだからですね。

8 番委員：染矢さん、全体の平面図があるんですか。地図が。過去に、川井地区という隣接した所があるんですが、耕地整理をした時に農地を今の所有者のお姑さんにあたる人がそこを貰って農地で作りよったんじゃないけど、隣が青山地区公民館であって駐車場がなかった。そういうことで初めは善意で地主さんが貸してくれよったんじゃないけど、あんまり車を置く頻度が多くなったので、一部農地を残して雑種地に変えたように聞いております。ですからこの農地で残った分が、先の去年か、一昨年の方の土地の調査の時に持ち主である方に私がこれおかしいんじゃないんですか、車を置くんなら宅地なり農地じゃないように手続きを進めたんがいいんじゃないんですかということだったんだけど、その方が現在の方は養子さんだから過去の事情はあんまり詳しく知らなかったんですが、いずれにしても平面図で見たらわかるように、ある時期に農地を雑種地に変えてそれから公民館で用足しをする方に善意で駐車場として提供していただいていた経緯があります。残った農地は先代が亡くなったこともあって荒れた状態になっているので、たまたま近くの方がこういう運送業をしよって、土地が空いているということで駐車場に貸そうということになったらいいんですが、おっとどっこい農地が残ってますよということで、私がやんわりと指摘をした経緯があります。それで今回こういう転用の申請書が出たものと認識しております。

27 番委員：この申請人というか、自動車を置いとる人は川井の地区内にも大型を置いとる人と同一人物か。

8 番委員：そうです、あそこは宅地ですから。

議 長：はい、どうぞ。

20 番委員：私が言いよるのはそういうことじゃないんよなあ。過去の経緯とかそういうことはどうでもいいんやわ。私も以前1件だけ5条申請の時に一部バラスを入れとったと。事務局の組にそう言ったらそれはいけんということで、また一緒に覆土を入れさせた。少なくとも写真を撮る時ぐらい畑のような状態じゃないといけん、バラスがあつたらいけんということで、始末書なんかじゃ話をしてくれなかったんですよ。そういう始末書で済ませることと、全く同じ状態ですよ。同じ状態のものを始末書で済ませる、いや現況に復帰せよというふうな判断は事務局どこでしよるんですか。そんなんはおかしいと思うんよ。事務局の答弁をお願いします。

27 番委員：山本さんの質問に私が答弁するつもりはないけど、蒲江の方に行く自動車道のあれに岸河内という所で国土交通省が鉄橋を架けて、この前うちの方の生コン業者がそこを利用してあれしよったのを前の担当の方が私に地元の委員として元の畑まで返さんとできないと。そんなこと言うなの県の氏連れてこいと、そして今度4月で変わったか知らんけど若い直野氏が来てしよたらこんだけ出来とれば上等じゃ、砂利に戻ってから。前の人は県が言うた県が言うたと言う。

県の誰が言いよるのか、1人神様みたいなのがあってそれがぴしゃっとアルコール分がなんぼ、何がなんぼと判断してから言うんならわかるけど、その時の自分の気分でそんなことを言うので、あっちは良かった、ここは悪かったじゃ、それは悪い。その今のこの前許可を貰って私の管内のは生コンを製造するような工場を今作っておりますが、それでももうそんなことは言わんでいいじゃねえか先は見えとんじゃけえ、自動車道のために用地は高齢の方が提供して自動車道が出来たんじゃけえ難しいこと言うなと言って、最後は県の氏と現地で対決してから説得したんですが、まあそういう経緯が山本さんありますがこの前です。

議 長：はい、黒岩委員。

13番委員：私も過去に2件程ありますが、1件は猫の額ほどの畑でした。それを放課後児童保育の駐車場として使いたいということだったんですけども地目をずっと畑のままにしておきたいということで覆土をしなくてはいけないということだったので覆土をしてもらいました。もう1件は木立の入口の所、川っ淵を埋め立てたような所で畑のまま砂利を入れてたりしてたんですけども畑のままなので覆土をしてくださいと言ったら工事現場の土があるので入れますねと言って覆土をしてもらって今畑のままです。でもこれは畑としてではなく駐車場用地として使用するという事なので、始末書を出せばいい、畑のままだったら覆土をしなければいけないけども駐車場用地として認めてくださいということだったら始末書だけでいいんじゃないでしょうか。畑を畑のまま砂利を敷いたりしたら覆土をしなきゃいけないけども、駐車場用地として使いますからどうか許してくださいという始末書でいいんじゃないですか。

20番委員：先程言いよるのは、みんな畑以外に転用するという事で、例えば数か月前の大川さんの現状、大川さん所なんかは、私の所のすぐ近くなもんで、私もその後も行って覆土をしてトラクターをある程度、覆土の中にも石があるけどそれからトラクターをかけて慣らしてしまっって写真を撮ったんですよ。出来上がるのは何ですか。家を建てるために5条の申請をしとるんですよ。駐車場にするのと全く一緒じゃないですか。私が宇山か、そこも周りは全部家が建って1個だけ真ん中に残っていた、そこの半分程バラスを入れた、これで云々と、出てきたのは5条申請、で、それではいけないということで、覆土を入れてもらって写真を撮って、もちろん始末書なんかは出しませんが、同じことですよ。農地を農地として使うために売ると言いよるわけじゃないんです。結局農地以外にするのに、本当言ったら必要ないんです。今のままで後の組はそれでいい、覆土なんかはない方がいいかもしれん。だけどそれでなければいけないという場合と、いや始末書でいいと、この2つがあることがおかしいと私は言いよるんです。そんだけの話です。だからある場合には始末書、ある場合には現状復帰せえ、こんなんがあったらおかしいと思うんよな。どっか統一してもらわんと。

事務局：私の記憶で申し訳ないんですが、今から転用する所と10年前、20年前から知らずに転用した所との違いがあります。だから、この件につきましては、10年前から駐車場として知らずに使ってたわけですよ。

8番委員：一方で雑種地と農地がそれぞれ隣接してますから雑種地を駐車場として使った。ちょうどその西側に県道のバイパスができました。工事用のトラックとか。

事務局：山本委員、要するに今から転用する時にもう砂利を入れとるとかいう時には現況復帰ということで農地性があるようにしてもらえば始末書はいらんのですが、10年とか20年とか前から転用して家が建っているとかいう所に対しては現況復帰というのが出来ないんで、そういう場合は始末書付きで出してもらおうような形にさせていただきよったと私の方は認識しております。

20番委員：なら何年ならいいんな。

事務局：何年ということはないんですが、何年ということは私の方もわかりませんが、要するに今から転用する時に農地性がないよとなった時には、現況復帰というか畑として使えるようにしておいてくださいというような形のように私の方は思っております。

20番委員：前からこういう状態だったんですと言えばわからん。

27番委員：工場用地とか何かに先に使う目的があって話が進みよるのにそれを掘り返して耕作土を持ってきて前にしいなんて言ったってそれは成り立たんし、中芳島やそこらは畑のままに家が建つとる所も多いんじゃけ。そこはやっぱその人に罰金をとるような制度がねえんじゃけ。山本さんの意見とは違うけどな。やっぱひとつの基準は持つとかなないけんわ。県が言いました、県が言いましたで2年程ずってきたじゃ。県の氏を呼んで事務局と現地で話したんじゃ。県がこれならいいですと言った。

34番委員：前、山田さんがこれでいいんかと言うた事があるんよ、それをそのままにしてきたけえこうなった。

事務局：現況で容易に農地に復元できるかできないかというところでの違いというのは私の方もずっとそれは認識してそれでやってた次第なので、今回の5条の4と前の案件なんかは、また今の状況で上土を入れて使える畑の状態に現状復帰をなささいというところも厳しいのかなという気もしてるんですけども、実際は現地の立ち会いは今の県の担当と見に行った状態で今回の申請となっておりますので。

27番委員：県、県、言とったっていけんで主権を持ってやらなあ。

事務局：それはわかりますけども、とりあえず認識としては、さっき言ったように家が建っているのを壊してという話にはならないですし、この状態も、線から前の部分は雑種地なんですよ、そこ事一体になった状態でラインから上土被せれというのもちょっと厳しいのかなど。写真の撮り方はさっきの案件と今回の案件と強引にでも退けさせてでも撮らなければいけんかったかなど反省しておりますけども。

27番委員：俺がそう言ったら皆が同意したじゃねえか。

議長：はい、山田委員。

2番委員：岩崎委員と私意見が賛成なんですよ。ただ今ここでその状態を話してもやはり平行線をたどる

状態なので、これは今後1か月、2か月でできるとは思いませんけど、新しい農業委員さんにお任せするような状態で、ただ一つ判断基準というのはやはり必要かなというふうに思います。今の状態、砂利敷いて駐車場にしてると、これはしょうがないのかなと、今の状態では、ただこういう状態で安易に客土する、どんどん、どんどん客土して知らなかったというような状態も、これはなくすような状態にしていかないとこの2点だけやっぱり今後の課題としてとっておく必要があるかなというふうに思います。これはもうしょうがないかなというふうに思います。

議 長：はい、大体ですね、意見もいろいろ出されておりますけども、議長としてやはり、初めにちょっと出ましたけども、今後こういったことを安易に許可されていくことのないように、やはり一定のけじめをつけてしないと、なかなか農地法がなんていうんですかそういった傾向になってくるんで、ちょっと気になったのが何年前からこういう状態だったかわかりませんがそれまでに現地を確認した場合は農業委員として法律がある以上はやはり法に従った取扱いをしていかないと何もかもこうなってくると農業委員会としてのけじめがないといけんで、今回はいろいろ意見を聞いてみますとこの状態で始末書は取っているということなんですけど、こういった始末書になつとるかわかりませんが所有者なり、申請者なりが認識をするようなあれをうつ必要があるかなと思うんですが、今回この申請については皆さんの総合意見を聞いて判断をしていきたいと思うのですが、ここで、いいですか。

27番委員：あんたが締めようと思えるけど、レコード盤がグルグル回りよるような話をしよるので、私たちの任期もあと1回来れば終わりです。後は市長から指名されるかされんかわからん人もおります。そんなことは先のことでいいんですが、今後事務局がこういう現地の申請があった時に現地確認、写真撮りに行った時にその土地の上にこういうふうな物があれば撤去させてそして写真撮らせて、川井やら全然わからん氏が37人のうち過半数おると思うんです。それをぐずぐず言ってもしょうがないから、事務局の方は4月5月の異動で体制ができていますので、写真でみんなに説明して許可を取るんですからこんなのを全部退けさせて動かん車ならしょうがないかしれんけど動くと思うので運送業ですから、それで申請するように事務局に会長の方から今日の付帯決議みたいなもんで、それを条件に前の案件もこれも了解というように取り付けたらどうでしょうか。

議 長：今、岩崎委員の方からそういった意見が出たので、そういうことで付帯をつけて決定をしたいと思うんですがよろしいでしょうか。（はい、の声あり）それではこの状態は悪いんで写真等をやりかえていただいて、今回の場合、承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は承認をすることに決定をいたします。それでは次の議案に入りたいと思います。農地法第5条の5番について34番の三又勝弘委員の方から立証をお願いいたします。

34番委員：34番が5条の5番を立証します。本件は売買による所有権の移転です。申請人、申請目的、申請農地の位置は議案書のとおりです。調査は5月27日に行いました。転用の目的は、譲受人は現在住んでいる家までの進入路が里道だけで狭いため車が入れず今回の申請地を購入し、道幅2.5mの進入路を作る計画です。申請地の位置は、佐伯市桑の浦地区のバス停から南向き山手に100mくらい上った位置にあります。農地の区分につきましては、農振地域内の農地で

農地の区分は第2種に該当します。工事計画は、許可あり次第、7月10日着工し、10月31日完工の予定で、配置図、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。排水については支障ありません。被害防除については、里道を少し広げるだけで周囲は土留工事を行うため、隣接地への土砂の流出等の被害や日照被害もないと思われます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：5条の5番につきまして34番の三又委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がありましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございました。それではここで取りまとめをいたしたいと思ひます。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。それでは、続いて5条の6番につきまして15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の6を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案のとおりです。調査は5月24日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況は不耕作地です。なお、申請地は都市計画区域内で準工業地域です。申請地の位置は、女島15号線にある3階建て賃貸住宅グランシスK前を西に15m行き左折して100m行きまた左折して排水溝の橋を渡った左側に位置しています。転用の目的は、譲受人が太陽光パネル720枚を設置する計画です。九州電力の工事請求書が添付されており九電許可済み案件です。なお、工事は譲受人が勤務している電気工事事務局が施工します。工事計画は、許可後平成29年7月10日に着工し、平成29年9月10日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。被害防除については、北側及び西側は用水路、南側は道路、東側は道路を挟んで宅地ですが、太陽光パネルは1.5m未満の低層ですので、日照の支障はないと思ひます。なお、申請地は盛土をせず現状のまま利用し、周囲には高さ1.8mのフェンスを施工し、土留工事も行いますので土砂の流出等の被害は予想されません。雨水は自然流下により幹線用水路へ排水されますので支障はないと思ひます。なお、敷地面積が3,000㎡を超えますので流量計算書が添付されています。水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。地図を見てもらいたいんですが、下の方に黒くなっている所が用水路です。左側の斜めに入っているここにも用水路があつて、防風林があつて宅地になっております。それから、斜め上の方に進入路があつて宅地になります。東側も道路でそこも宅地です。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：15番松下委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見を求めたいと思ひます。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございましたので、取りまとめをいたしたいと思ひます。それでは農地法第5条の許可申請書の6番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。以上で第5条の規定による許可申請書につきましては議了いたしました。ここで休憩をいたしたいと思ひます。3時30分まで休憩をいたしたいと思ひます。

(10分休憩)

議 長：それでは、その他の案件に入りたいと思います。それではこれから農林課の方から提案があります。農用地利用集積計画（案）、利用権設定について農林課の方からの説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。農林課児玉です。よろしくお願いいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定についてとりまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので御審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 20 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 1 年は 2 筆で、3,871 m²、契約期間 5 年は 2 筆で、724 m²、契約期間 10 年が 16 筆で 11,336 m²となっております。これらを合計すると 20 筆で 15,931 m²となっております。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課の方からの説明が終わりました。それではここで質疑、意見がありましたら出していただきたいと思ひます。（ありません、の声あり）ただいま意見がないという発言がございましたので、これより採決をいたしたいと思ひます。その他の 1 番の農用地利用集積計画（案）について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて、2 番の利用権設定の推進について（お願い）ですが説明をお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。今回は新規掘り起こしのみをお願いいたします。今回の書類の締め切りは 6 月 20 日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いいたします。

議 長：そういうことで御協力をよろしくお願いいたします。続いてその他の 3 番の農用地利用配分計画（案）の意見聴取ということで御提案をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いいたします。皆様のお手元に配布しております資料、農用地利用配分計画（案）に添って説明をさせていただきます。1 枚目の裏面をご覧ください。今月の案件は、平成 29 年 8 月 1 日開始分です。契約期間 5 年の田、2 筆、面積 724 m²、契約期間 8 年 3 ヶ月の田、4 筆、面積 7,634 m²、この 4 筆の農地につきましては、平成 27 年 11 月から契約をされておりましたが、1 名については耕作ができなくなった、2 名につきましてはお互いに農地を交換するため、一度解約をしまして新たに再契約をするものです。このため契約期間につきましては、前借受者からの残りの期間として 8 年 3 ヶ月となっております。契約期間 10 年の田、13 筆、面積 9,332 m²、今月の合計は田 19 筆、面積 17,690 m²となっております。詳細につきましては農用地貸付調書を添付しておりますので 2 枚目以降をご覧ください。簡単でございますが以上で説明を終わりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：説明が終わりました。ここで御意見がございましたら出してください。（ありません、の声あり）

り)意見はないということでございますので、それではここで、本案について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員)挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは次にその他の4番を付議したいと思います。の非農地証明願いについて議題といたします。

事務局:農業委員会事務局の田中でございます。委員の皆さん方にはお疲れですが今しばらくお願いしたいと思います。それでは私の方より非農地証明願の1番について御説明を申し上げます。本案件について現地調査を5月22日に2番委員の山田委員とともに事務局職員2名、都合3名で実施をいたしました。まず、本案件についてでございますが、大入島大字荒網代浦字山伏谷という一つの字の中に点在して位置する土地4筆でございますので、同一条件化での説明となりますので一括して行いたいというふうに思います。なお、申請人、土地表示、耕作放棄の年月日等につきましては議案書のとおりでございますのでそちらの方を見ていただければと思います。また、申請地の位置についてですけども手元に配布しました位置図のとおりでございます。次に耕作放棄に至った経緯でございます。申請人である土地所有者であります、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現在83歳でございます。当申請地は昭和23年の3月27日に申請人が16歳の時に相続をされました。当時を振り返り申請人より聞き取り調査を行ったところでございますが、それによりますと、相続時点ですでに耕作の状況はなく山林化していたということでございました。また、相続した年に申請人の方は就職のため広島県に転出をし、その後何か所か住所を移した後に現在の兵庫県神戸市の方に定住の地を定めたということで現在に至っておるということでございます。よって相続後についても、相続前と同様の状況でございます。全く耕作の状況はなかったということでございます。また、先般の現地確認におきましても古くより山林の状況にあったということが確認できております。よって本案件については、相続時期、相続時の状況、また相続後の状況等を考察しまして農地法が施行されました昭和27年以前よりすでに森林化の傾向にあったという案件でございます。よって本案件4筆につきましては、違反転用とはなりえませんし、また許可、不許可の判断を要しない案件であるというふうに考えますので、本案件については報告という形で承認をいただければというふうに思います。

議長:説明が終わりました。山田委員の方から補足説明があれば。

2番委員:私の方からは一言もございません。

議長:本件について質疑或いは意見がございましたら。(ありません、の声あり)意見もないようにございますので、それではここで非農地証明を農業委員会として出すことについて承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員)挙手全員であります。よって本案は原案のとおり非農地証明を農業委員会として出すことに決定をいたします。以上でその他の案件は終了いたしました。続いて報告並びに連絡事項について事務局の方からお願いします。

事務局:報告及び連絡事項ということで、ひとつ農地利用最適化推進委員の公募の状況について、皆様にお知らせいたします。推進委員の公募につきましては、4月17日から5月22日の間公募にかけておりましたが、弥生1区、大字床木、大坂本、尺間について応募者が出てきませんでした。ですから弥生1区に限り、5月22日の翌日の5月23日から6月9日まで現在延長してい

る状況でございます。ただ、もうすでにこの1区については応募者が1名出てきておりますのでお知らせしますが、公募の延長につきましては6月9日まで延長するということになっていきますのでそれを待ちたいと思っております。また、この公募の期間中に佐伯11区につきましては定員1名のところに対して2名の応募がこの11区だけあります。ですから現在の先程言った弥生1区の公募の延長6月9日までを待って佐伯11区について、この後選考委員会の委員を選んでいただいて9日以降に選考委員会を開催し、佐伯11区のみ候補者を1名に絞っていきたいと、また、その1名に絞りましたら7月3日の総会で推進委員の候補者としての審議をこの農業委員会でしていただき、7月20日の新しい農業委員会の臨時の総会で正式に推進委員として決定する予定になっております。

議 長：ただ今の件で何か質問がございましたら。

27番委員：11区とはどういう意味か。

事務局：佐伯11区は大字でいいますと佐伯青山地区です。

27番委員：そこだけ。

事務局：そこだけ1人に対して2人の応募があつとると。

27番委員：旧佐伯市の11区だけが2人手を挙げ取るのか。

事務局：1人に対して2人応募があつているという状況でありますので、選考委員会を開きます。

27番委員：判断が難しいかろうな。

議 長：何か他にございませんか。ないようにございますので、あとはいいですね。

事務局長：それでは、委員会を終わりたいと思いますが、次回の開催日は7月3日月曜日旅行の件もありますので、午前9時30分から市役所6階大会議室で記念撮影を行いまして、その後第2委員会室で総会を開催する予定にしております。それでは、閉会の挨拶を副会長お願いします。

37番委員：それではこれで第6回佐伯市農業委員会を閉会いたします。

(15時31分閉会)